

唐津市の環境

令和5年度版

唐津市

目 次

第1章 唐津市の概要

1. 位置・地勢	1
2. 気象	2
3. 交通体系	3
4. 人口	4
5. 都市計画の用途地域と面積	5

第2章 環境行政の概要

1. 環境行政機構	6
2. 附属機関及び連絡調整機関	6
2-1 唐津市環境審議会	6
2-2 唐津市地球温暖化対策地域推進会議	6
2-3 唐津市空家等対策協議会	6
2-4 嘉瀬川・六角川・松浦川水系水質保全対策協議会	7
2-5 九州都市環境行政連絡会議	7
3. 環境保全思想の啓発	8
3-1 環境都市宣言	8
3-2 唐津市空き缶等の散乱防止及び環境美化に関する条例	8
3-3 唐津市の河川をきれいにする条例	8
3-4 環境月間	8
3-5 唐津市ゼロカーボンシティ宣言	9
3-6 唐津市環境基本条例・唐津市環境基本計画	10
3-7 唐津市地球温暖化対策地域推進計画	10
3-8 唐津市役所地球温暖化対策実行計画	12
3-9 唐津市空家空地等の適正管理に関する条例	12
4. 公害苦情処理状況	13

第3章 環境衛生の現状

1. 火葬場維持管理	14
2. し尿・生活雑排水の処理状況	15
3. 防護服貸出	16
4. 狂犬病対策	16
5. 公衆浴場	16
6. 環境保全に関する事業	17
7. ごみの処理状況	19
7-1 一般家庭ごみの収集	19
7-2 もったいないセンター	20
7-3 ごみの不法投棄	20

第4章 環境の現況

1. 大気汚染	21
2. 大気汚染の現況	21
2-1 二酸化硫黄 (SO_2)	21
2-2 二酸化窒素 (NO_2)	22
2-3 浮遊粒子状物質 (SPM)	23
2-4 光化学オキシダント (Ox)	24
2-5 微小粒子状物質 ($\text{PM}_{2.5}$)	25
3. 水質	26
3-1 水質汚濁に係る環境基準	26
3-2 水質汚濁の状況	28
3-3 海水浴場の水質	29
4. 騒音・振動	30
5. 悪臭	31

第 1 章 唐津市の概要

1. 位置・地勢

唐津市は佐賀県の北西に位置しています。東西約 36 Km、南北約 30 Km、総面積 487.60 km² の市域を有しており、佐賀県全体の約 20%を占めています。

東部は、脊振山系が唐津湾に向かってなだらかに傾斜し、その裾野は緑豊かな田園地帯になっています。中央部に流れる松浦川や東部を流れる玉島川は豊かな水を湛え、生活用水や農業用水など貴重な水資源であるばかりではなく、まちに潤いを与え、豊かな水辺空間を演出しています。玉島川上流部は、緑豊かな森林地帯となっており、檜原湿原や観音の滝など山村特有の美しい自然景観を形成しています。松浦川の先端に位置する唐津湾は、帯状の「虹の松原」と砂浜が広がっています。

南東部には背振・天山山系の森林地帯が広がり、県立自然公園に指定されており、アユの棲む清流の厳木川、見帰りの滝や蕨野の棚田など豊かな自然が存在しています。西部は上場台地という丘陵地帯を形成しており、稲作や畑作、畜産が盛んです。玄界灘に面する美しく変化に富んだリアス式海岸線一帯には、風光明媚ないろは島や波戸岬、呼子大橋などがあり、玄海国定公園に指定されています。



■本市の位置

方 位	地 名	経度または緯度	方 位	地 名	経度または緯度
東 端	亀岳	東経 130° 10′	南 端	八幡岳	北緯 33° 17′
西 端	馬渡島尾崎	東経 129° 44′	北 端	加唐島エヌヲノ鼻	北緯 33° 37′

2. 気 象

唐津市は、日本海側気候区に属しています。その中でも対馬暖流の影響を受ける沿岸域の唐津市中心地区、浜玉地区、北波多地区、肥前地区、鎮西地区、呼子地区などの海洋性の気候区と天山と背振山地の相知地区、厳木地区、七山地区などの山岳気候区とに分けられます。

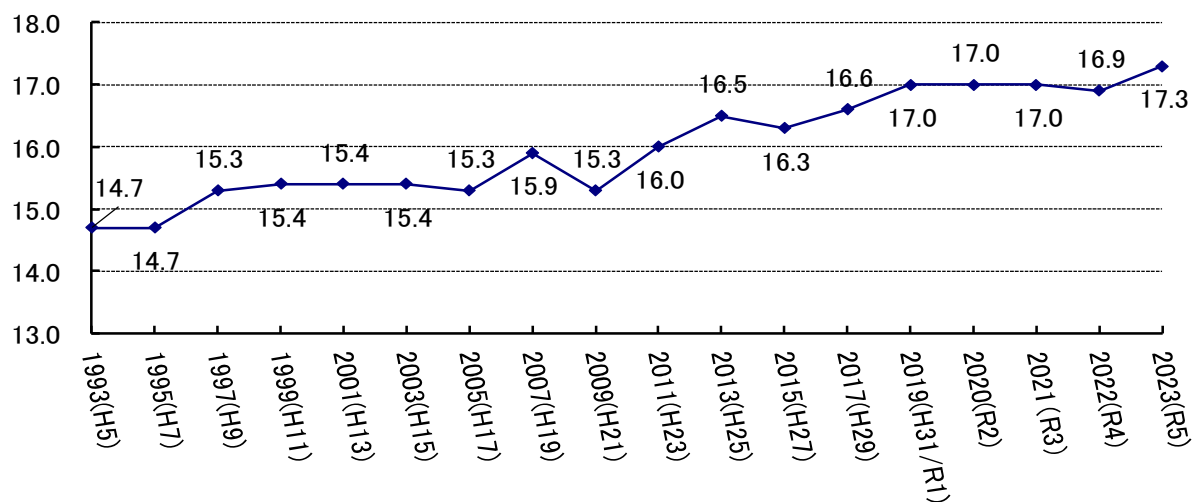
唐津市には、平成21年までは枝去木と和多田に気象庁のアメダス観測点がありましたが、新たに設置された唐津観測所に集約されたため、平成22年からはニタ子にある唐津観測所の気象データに基づいています。

表2-1 唐津市の気象（令和5年）

月	降水量（mm）	気 温（℃）			日照時間（h）
	合 計	最 高	最 低	日平均	
1 月	81.5	10.9	2.7	6.5	130.5
2 月	81.5	13.0	4.5	8.5	121.2
3 月	97.5	17.9	7.8	12.4	195.7
4 月	202.5	20.3	11.2	15.5	204.9
5 月	222.0	24.3	14.8	19.0	195.9
6 月	162.0	27.7	19.9	23.1	140.4
7 月	537.0	32.0	24.5	27.5	161.2
8 月	117.5	33.0	25.2	28.3	234.7
9 月	357.5	30.1	22.6	25.5	168.2
10 月	27.0	24.1	14.3	18.6	217.0
11 月	71.5	19.0	9.6	14.0	145.8
12 月	60.0	13.4	5.5	9.1	91.5

（資料：佐賀地方気象台）

図2-1 唐津市の平均気温変化



（資料：佐賀地方気象台）

3. 交通体系

本市の道路網は、国道が福岡県、伊万里市、佐賀市方面にそれぞれ通じており、本市中心部から福岡市中心部までは車で約 60 分、佐賀市までは約 70 分の所要時間となっています。

また鉄道網は、唐津駅を起点として、福岡市と佐賀市へ通じており、山本駅を起点として伊万里市へと通じています。福岡市中心部までは、JR 筑肥線・福岡市営地下鉄を経て約 70 分、佐賀市までは、JR 唐津線を経て約 70 分と同様の位置にあります。

所要時間（道路）

- 唐津市～二丈浜玉道路～西九州自動車道～福岡都市高速道路～福岡市中心街・・・約 60 分
- 唐津市～国道 203 号（厳木バイパス）～佐賀市中心街・・・約 70 分
- 唐津市～国道 203 号（厳木バイパス）～佐賀空港・・・約 90 分

所要時間（鉄道・地下鉄）

- 唐津駅～JR 筑肥線～地下鉄～福岡市天神駅・・・約 70 分
- 唐津駅～JR 筑肥線～地下鉄～博多駅・・・約 75 分
- 唐津駅～JR 筑肥線～地下鉄～福岡空港駅・・・約 80 分
- 唐津駅～JR 唐津線～佐賀駅・・・約 75 分

図 3－1 唐津市の交通網



4. 人 口

本市の令和5年9月末日（住民基本台帳）の人口は115,735人（51,224世帯）で、1km²当たりの人口密度は約237人です。

65歳以上の老年人口の割合は年々増加し、令和5年で33.6%に達しています。これに対し、生産年齢人口（15～64歳）並びに年少人口（0～14歳）の割合は減少しており少子高齢化が進んでいます。

図4-1 人口の変化

（各年9月末日）

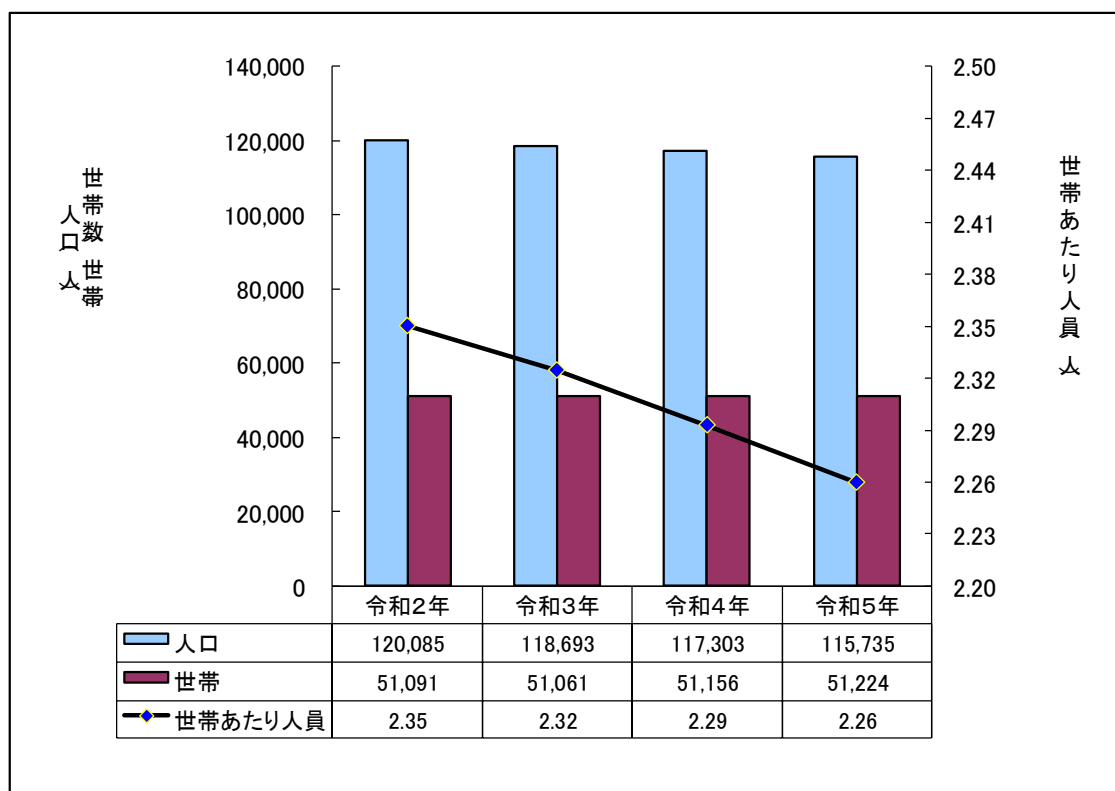


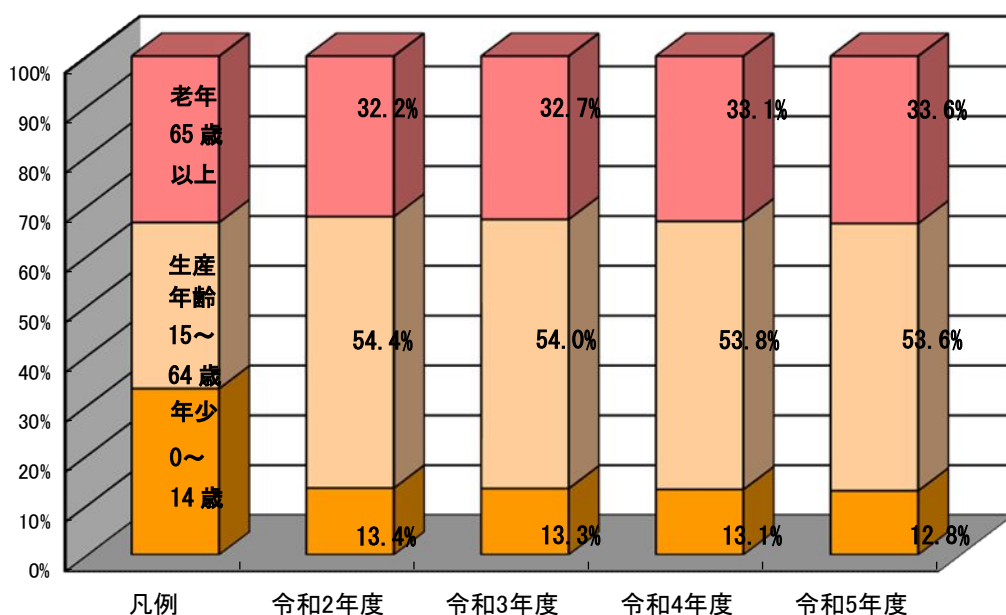
表4-1 年齢別人口構成の推移（各年9月末日）

年次	総人口（人）	年少（人） （0～14歳）	生産年齢（人） （15～64歳）	老年（人） （65歳以上）
令和2年	120,085	16,078 (13.4%)	65,354 (54.4%)	38,653 (32.2%)
令和3年	118,693	15,772 (13.3%)	64,070 (54.0%)	38,851 (32.7%)
令和4年	117,303	15,363 (13.1%)	63,084 (53.8%)	38,856 (33.1%)
令和5年	115,735	14,858 (12.8%)	62,058 (53.6%)	38,819 (33.6%)

（資料：市民課）

図 4－2 各世代の人口推移グラフ

(単位：％)



(資料：市民課)

5. 都市計画の用途地域と面積

表 5－1 都市計画の用途地域と面積（令和5年度）

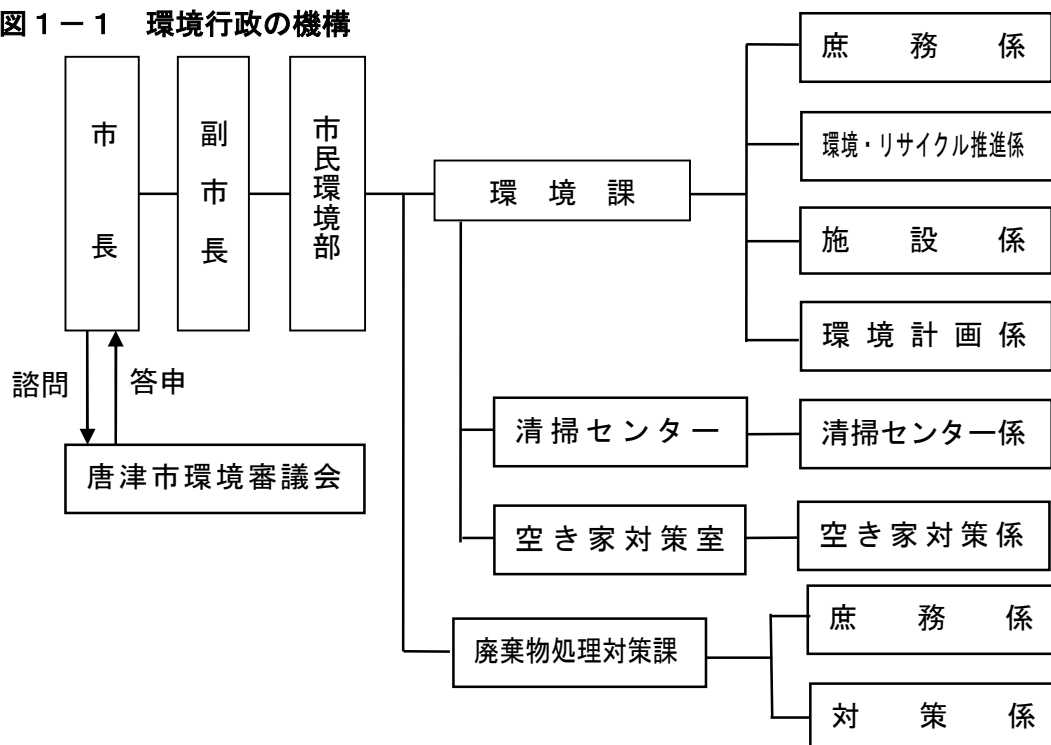
用 途 地 域	面積（h a）
第一種低層住居専用地域	約 8 3
第二種低層住居専用地域	約 6 . 7
第一種中高層住居専用地域	約 5 5 2
第二種中高層住居専用地域	0
第一種住居地域	約 4 8 4 . 8
第二種住居地域	約 2 8
準住居地域	約 4 9 . 2
近隣商業地域	約 5 0 . 4
商業地域	約 8 8
準工業地域	約 9 8 . 7
工業地域	約 2 6
工業専用地域	約 1 0 6
合 計	約 1 , 5 7 2 . 8

(資料：都市計画課)

第 2 章 環境行政の概要

1. 環境行政機構

図 1-1 環境行政の機構



【令和 6 年 3 月 31 日現在】

2. 附属機関及び連絡調整機関

2-1 唐津市環境審議会

環境基本法第 4 4 条の規定に基づき、環境の保全に関する基本的事項を調査審議するために「唐津市環境審議会」を設置しています。

委員は、学識経験者（2 名）、市及び関係行政機関の職員（2 名）、市民及び事業者・NPO 法人・ボランティア団体等の代表者（15 名）で構成しています。委員の任期は 2 年で、委員は 20 名以内としています。

2-2 唐津市地球温暖化対策地域推進会議

「唐津市地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、地域の地球温暖化対策を講じるために「唐津市地球温暖化対策地域推進会議」を設置しています。

委員は、学識経験者（2 名）、事業者の代表者（5 名）、市民及び NPO 法人等団体の代表者（5 名）、市及び関係行政機関の職員（2 名）の 14 名で構成しています。

2-3 唐津市空家等対策協議会

唐津市空家空地等の適正管理に関する条例第 13 条に基づき、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議等を行うため「唐津市空家等対策協議会」を設置しています。

委員は、学識経験者（7 名）、市長が必要と認める者（2 名）及び唐津市長の 10 名で構成しています。委員の任期は 2 年で、委員は 10 名以内としています。

2-4 嘉瀬川・六角川・松浦川水系水質保全対策協議会

嘉瀬川・六角川・松浦川流域の河川等の水質保全を図るとともに、地区内の環境を保全することを目的として「嘉瀬川・六角川・松浦川水系水質保全対策協議会」が設置されています。

この協議会は流域行政機関で構成されており、各関係機関相互の連絡調整を図るとともに、水質事故対応訓練や情報伝達演習などの活動を行っています。

表 2-1 嘉瀬川・六角川・松浦川水系水質保全対策協議会構成機関

国の機関	国土交通省（武雄河川事務所）
県の機関	佐賀県（河川砂防課、環境課、下水道課）、唐津土木事務所、佐賀土木事務所、杵藤土木事務所、伊万里土木事務所、唐津保健福祉事務所、佐賀中部保健福祉事務所、伊万里保健福祉事務所、杵藤保健福祉事務所
市の機関	佐賀市、小城市、武雄市、多久市、伊万里市、大町町 江北町、白石町、唐津市
警察・消防	唐津警察署、小城警察署、白石警察署、伊万里警察署、武雄警察署、小城消防署、多久消防署、唐津市消防本部、伊万里・有田消防本部、杵藤地区広域市町村圏組合消防本部

【令和 6 年 3 月 31 日現在】

2-5 九州都市環境行政連絡会議

市民の皆さんが健康な心身を保持し、快適な生活を営むことのできる生活環境を確保するため、環境行政担当者が広域にわたって連絡を密にし、情報を交換したり、共通の問題について検討・研究したりすることを目的として開催されています。

環境行政を取り巻く状況は複雑化してきており、環境問題全般について情報交換や協議を行うことが重要になっています。

表 2-2 加盟都市（10市）

福岡県	久留米市、大牟田市
佐賀県	佐賀市、唐津市
熊本県	八代市
大分県	大分市、別府市
宮崎県	宮崎市、都城市
鹿児島県	鹿児島市

【令和 6 年 3 月 31 日現在】

3. 環境保全思想の啓発

3-1 環境都市宣言

21世紀は「環境世紀」と言われており、全市的に環境保全に対する意識の高揚を図るとともにその決意を内外に示すため、唐津市では2001年1月1日に「環境都市宣言」を行いました。

環境都市宣言を市民及び一般に広く周知をするため、モニュメントを河畔公園に設置しています。

環 境 都 市 宣 言

私たちの唐津市は、白砂青松の虹の松原、玄界灘を一望できる鏡山、まちに潤いを与えている松浦川などの美しい自然と、末盧国の昔より受け継がれた豊かな歴史的文化遺産に恵まれた海のまちです。

私たちは、人が自然とともに生きるまちづくりを進め、この恵まれた環境を次の世代へ引き継ぐため、ここに唐津市が「環境都市」であることを宣言します。

私たちは、ひとりひとりの自覚で環境を守ります。

私たちは、身近な行動から地球の環境保全に努めます。

私たちは、ゆたかな水と緑を未来へ残します。

2001年1月1日

3-2 唐津市空き缶等の散乱防止及び環境美化に関する条例

この条例は、空き缶等の散乱の防止を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、道路交通法及び軽犯罪法の精神にのっとり、市民、事業者、占有者及び市が一体となって地域の環境美化の促進を図ることを目的として制定されています。

3-3 唐津市の河川をきれいにする条例

この条例は、本市の美しく豊かな河川を保全するため、水質汚濁防止法の精神にのっとり、市、市民及び事業者が一体となって河川の浄化並びに環境の保全及び美化を図ることを目的として制定されています。

3-4 環境月間

1972年6月、スウェーデンのストックホルムで開催された「国連人間環境会議」において、人類とその子孫のため人間環境の保全と改善を世界共通のテーマとして26項目の原則からなる「人間環境宣言」を採択しました。また、6月5日を「世界環境デー」とすることを同時に決議しました。

我が国では、毎年6月を「環境月間」とし、6月5日を「環境の日」として定め、たとえば、私たち一人ひとりが環境保全についての思想、関心や理解を深めて、環境に配慮した生活や環境保全活動を実施することを求めています。

唐津市では、市民や各関係機関等の協力のもと、環境美化活動や河川の清掃事業を行っています。

3-5 唐津市ゼロカーボンシティ宣言

本市では、唐津市環境基本計画の望ましい環境像に基づき、地球環境保全を積極的に推進してきました。

近年、世界各地で地球温暖化が原因とみられる異常気象により災害が多発していて、本市においてもそれは例外ではありません。

こうした問題に市民・事業者・行政が一体となって取り組んでいくため、令和5年3月27日の定例記者会見において、脱炭素社会の実現に向けて、2050年までに唐津市の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。

●ラブアース・クリーンアップ事業

平成4年5月に開催された「ローマクラブ福岡会議 in 九州」を契機とし、この会議のテーマであった「地球環境と地域行動」の実践として、市民、企業、行政などが協力して、海・山・川の散乱ごみを回収する「地域環境美化活動」を始めました。

遠い昔から、豊かな恵みを与え続けてきた「海・山・川」をはじめとするかけがえのないふる里の自然を、次の世代に引き継ぎ、育んでいくことは、現代に生きる私たちの使命でもあり、責任でもあります。唐津の素晴らしい自然を共有する私たちは「ラブアース・クリーンアップ事業」を実施することで、環境にやさしい生活とは何かを問い直すとともに、美しい海岸を守り、海にそそぐ河川を守り、青い海原と対比する緑の山を守ることを目的として市内全域で「一斉清掃活動」を行っています。

主 催：ラブアース・クリーンアップ 唐津市実行委員会

期 日：毎年世界環境デー前後の日曜日

（午前中の潮汐を考慮）

場 所：唐津市内の海岸

（東の浜、西の浜、幸多里浜、相賀の浜、高島、神集島、浜崎海岸）

表3-1 ラブアース・クリーンアップの実績

年 度	参加人数（人）	回収ゴミ量（t）
令和2年	新型コロナウイルス感染症まん延のため中止	
令和3年	新型コロナウイルス感染症まん延のため中止	
令和4年	1,896	7.4
令和5年	1,650	7.4

●県下一斉「ふるさと美化活動」

県民（市民）、事業者、市町及び県などが一体となって協力し、散乱ごみの清掃を行うことにより、ごみ等の散乱防止に対する意識の高揚と実践活動の促進を図り、環境美化と快適な環境づくりの推進を行っています。

令和5年度は市内8,859人が参加し、可燃ごみ25.1t、不燃ごみ3.7tを回収しました。

●町田川及びその周辺の清掃

生活排水対策重点地域の指定を受けている町田川及びその周辺では、流域住民、事業所、官公署などが一体となって清掃を行っています。

清掃活動の開始から３７回を数え、例年多くの方に参加していただきすっかり定着してきました。ここ数年は天候不良及び新型コロナウイルス感染症まん延により中止となっていたため、５年ぶりの実施となりました。

表３－２ 町田川及びその周辺の清掃の実施結果

年度	項目	参加人数	ごみ量	参 考
令和３年	新型コロナウイルス感染症まん延により中止			
令和４年	天候不良により中止			
令和５年 (R5.8.4 実施) 第３７回		554 人	可燃物 0.6 t 不燃物 0.28 t 計 0.88 t	

３－６ 唐津市環境基本条例・唐津市環境基本計画

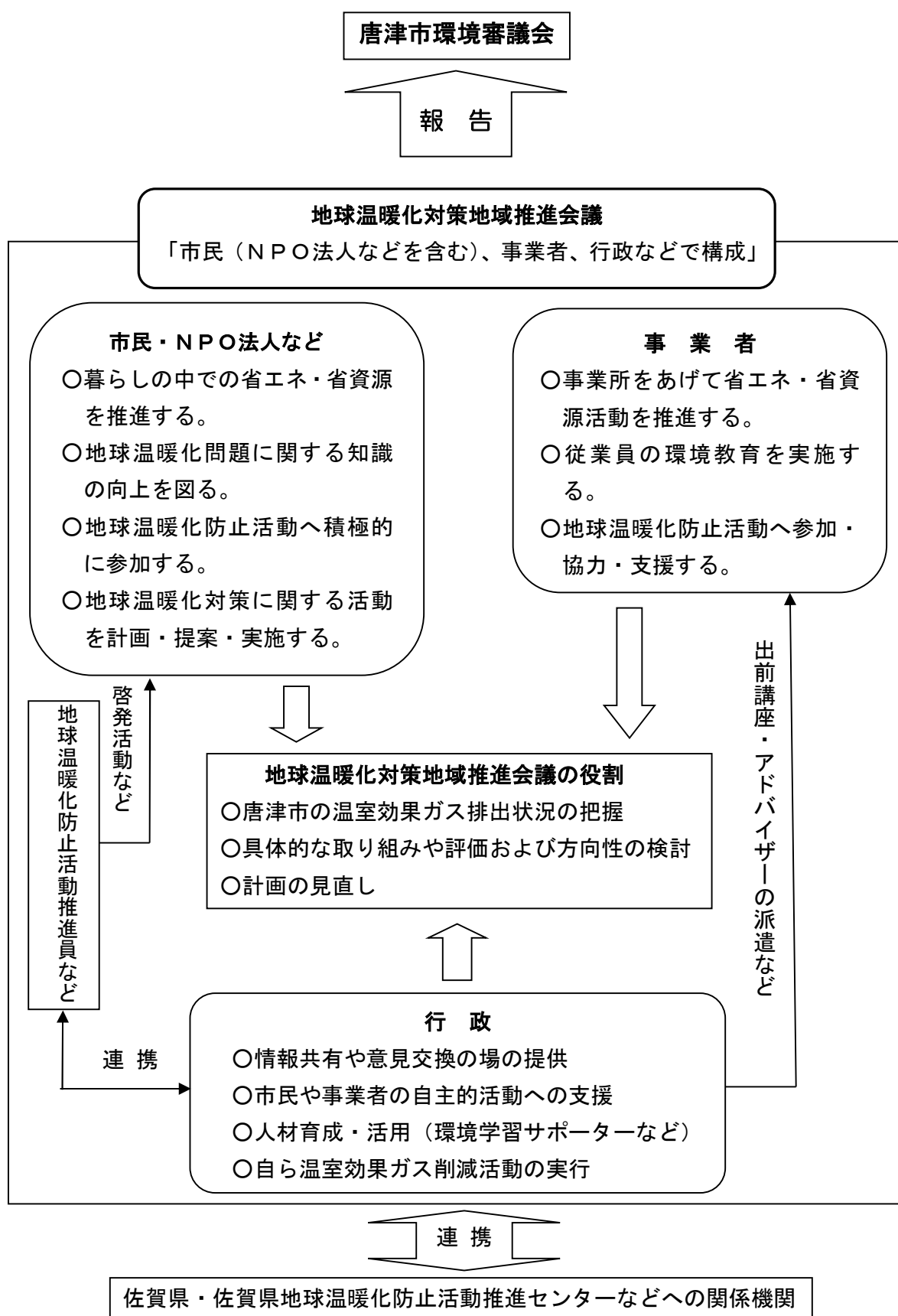
唐津市では、平成１７年１月１日に「唐津市環境基本条例」を制定しました。この条例では、先人から受け継いだ唐津地域の豊かな環境をより良くしていくとともに次の世代に確実に引き継ぐため、環境の保全に関する基本的事項を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が、健康で文化的な生活を営むことができる環境に調和した都市の実現を図ることを目的としています。

また、この環境基本条例に基づき平成１８年度に「唐津市環境基本計画」を、平成２９年度に「第２次唐津市環境基本計画」を策定しました。「第２次唐津市環境基本計画」では、平成３０年度から令和９年度までの１０年間の環境保全に関する取り組みについての基本的な方向性を示し、目指すべき環境像として『海・山・川と人が響きあう唐津』のテーマを掲げ、この実現に向けて施策を体系化し、市民、事業者、市の連携と協力のもとで推進するものです。

３－７ 唐津市地球温暖化対策地域推進計画

「唐津市環境基本条例」及び「唐津市環境基本計画」においては、基本理念として地球環境保全の積極的な推進を掲げるとともに、現状や取り組みを明示しています。これらの計画などに基づき、市民、事業者、行政がそれぞれの立場で積極的に地球温暖化対策を進めていくための行動指針として平成２１年１月に「唐津市地球温暖化対策地域推進計画」を策定しました。

図 3-1 推進組織図



3－8 唐津市役所 地球温暖化対策実行計画

「唐津市役所地球温暖化対策実行計画」は、平成１１年４月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」第２１条の３に基づき策定したもので、先に策定した「唐津市地球温暖化対策地域推進計画」に基づく唐津市の事務・事業に係る実行計画です。

唐津市役所自らが温室効果ガスの９０％以上を占める二酸化炭素（ＣＯ₂）の排出抑制等の施策を行うことにより、地球温暖化対策の推進を図るとともに市民、事業者に対して先導的な役割を担うことを目的としています。

3－9 唐津市空家空地等の適正管理に関する条例

この条例は、空家空地等の適正な管理を図ることにより、空家空地等における火災、倒壊及び犯罪を未然に防止し、もって市民の安全で安心な暮らしの実現及び良好な生活環境の保全に寄与することを目的として制定されています。

4. 公害苦情処理状況

公害とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる①大気汚染、②水質汚濁、③土壌汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤沈下、⑦悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることと定義されており、この①から⑦までの7種類は“典型7公害”と呼ばれています。

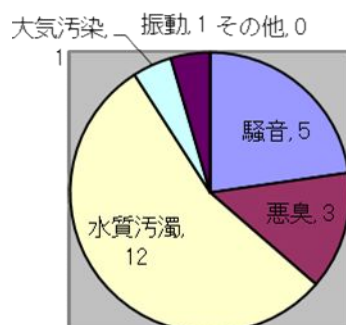
令和5年度における公害苦情件数は22件で、令和4年度と比較すると2件の増加となっています。種類別では、河川への油流出事故等の水質汚濁が12件、騒音・振動に対する苦情が6件、悪臭・大気汚染に対する苦情が4件となっています。苦情への対応としては、苦情受付後は直ちに現場へ赴き、原因者及び苦情者への対応を行うようにしています。

表4-1 公害苦情の件数・内容

(単位：件)

種類 年度	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	計
平成30年度	0	2	7	0	19	0	28
令和元年度	0	6	1	0	10	0	17
令和2年度	0	3	5	0	17	0	25
令和3年度	1	11	3	1	11	5	32
令和4年度	2	7	3	0	7	1	20
令和5年度	1	12	5	1	3	0	22

図4-1 苦情の種類別件数（令和5年度）



第 3 章 環境衛生の現状

全市民が快適で文化的な生活を営むためには、市民一人ひとりが常に環境美化及び環境衛生保持を心がけるとともに、環境衛生思想の向上を図り、明るく住み良い健康な町づくりが必要になっています。

1. 火葬場維持管理

唐津市では、公衆衛生その他公共の福祉のため、火葬場を設置し、その維持管理に努めるとともに円滑な火葬業務を行っています。

表 1－1 唐津市の火葬場 【令和 6 年 3 月 31 日現在】

名 称	所 在
大平山斎苑	唐津市神田 9 6 5 番地 1 8 0
浜玉斎場さくら苑	唐津市浜玉町淵上 7 4 0 番地 1
相知厳木斎場	唐津市相知町町切 3 5 3 番地 2
肥前斎場	唐津市肥前町新木場丙 1 4 0 9 番地 4 5
呼子町霊葬場	唐津市呼子町呼子 1 4 1 3 番地 4

表 1－2 火葬場別利用状況（令和 5 年度）（単位：人）

区 分	大 人		小 人		死 産 児		胎盤肉片		改 葬		計
名 称	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	
大平山斎苑	1,173	36	2	0	6	0	7	0	9	0	1,233
浜玉斎場さくら苑	262	3	0	0	1	0	3	0	0	0	269
相知厳木斎場	167	1	0	0	1	0	2	0	0	0	171
肥 前 斎 場	103	96	0	0	0	0	0	1	16	3	219
呼子町霊葬場	155	1	0	0	1	0	0	0	4	0	161
小 計	1,860	137	2	0	9	0	12	1	29	3	2,053
合 計	1997		2		9		13		32		2,053

2. し尿・生活雑排水の処理状況

唐津市のし尿及び生活雑排水の処理状況は、市街地においては公共下水道事業、農業・漁業地域においては農業集落排水事業・漁業集落排水事業により処理を行っており、公共下水道事業・集落排水事業による計画区域以外の区域については、合併処理浄化槽により水洗化が進んでいます。

表 2－1 水洗化状況（令和 5 年度）

行政人口 (人)	公共下水道		集落排水		浄化槽		合 計	
	水洗化人口 (人)	方式別水洗化率 (%)	水洗化人口 (人)	方式別水洗化率 (%)	水洗化人口 (人)	方式別水洗化率 (%)	水洗化人口 (人)	水洗化率 (%)
114,875	81,954	76.8%	10,094	9.5%	9,110	8.5%	101,158	94.8%

【令和 6 年 3 月 31 日現在】

表 2－2 し尿・浄化槽汚泥処理状況（令和 5 年度）

●唐津中部衛生処理センター

（単位：k l）

	令和 5 年度
総搬入量	17,782
うちし尿搬入量	8,181
うち浄化槽汚泥搬入量	9,601
総搬入量における処理量	17,782

●唐津北部衛生処理センター

（単位：k l）

	令和 5 年度	うち唐津市	うち玄海町
総搬入量	20,328	17,800	2,528
うちし尿搬入量	7,382	6,351	1,031
うち浄化槽汚泥搬入量	12,874	11,457	1,417
総搬入量における処理量	20,328	17,800	2,528

3. 防護服貸出

唐津市では、私有地にできたハチの巣駆除のため、防護服の貸出を行っています。

表 3－1 防護服貸出状況 (単位：件)

年 度	防護服の貸出
令和元年度	91
令和２年度	44
令和３年度	81
令和４年度	129
令和５年度	31

4. 狂犬病対策

狂犬病予防法では、生後９１日以上飼育された犬について、飼い主は登録と毎年１回の狂犬病予防注射が義務づけられており、市では犬の登録、鑑札や注射済票の交付等の事務及び保健福祉事務所と協力して飼育犬の指導等を行っています。

表 4－1 登録頭数及び狂犬病予防注射 (単位：頭)

年 度	新規登録頭数	狂犬病予防注射頭数	年度末現在登録頭数
令和元年度	396	3,857	5,833
令和２年度	386	4,027	5,763
令和３年度	437	3,713	5,683
令和４年度	383	3,628	5,621
令和５年度	343	3,546	5,554

※ 狂犬病予防注射頭数は、新規登録頭数を含む。

5. 公衆浴場

入浴料金は、物価統制令に基づき定められているため、値上げが思うにまかせない状況にあります。このような現状から事業者の廃業が相次ぎ、現在では市内で１業者が営業を続けているのみです。

一方、公衆浴場の存続は、衛生水準の維持と経営の安定を図り、住民の公衆浴場利用の機会を確保するため必要なものであり、県では、昭和４９年度から公衆浴場安定補助金制度を発足させ、佐賀県公衆浴場育成費補助金制度により補助金を交付しています。

唐津市においても、同様の趣旨で唐津市公衆浴場助成金交付制度を設け、１浴場につき年額７０万円の助成を行っています。

所 在 地	名 称
唐津市大石町２５３２番地	恵びす湯

表 5 - 1 公衆浴場入浴者利用状況

(単位：人)

施設名	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	営業日数	営業日数	営業日数	営業日数	営業日数	営業日数
	利用人数	利用人数	利用人数	利用人数	利用人数	利用人数
恵びす湯	292	263	299	302	302	
	2,087	1,723	2,450	3,423	3,932	

6. 環境保全・環境教育に関する事業

(1) 水生生物による簡易水質調査

半田川と滝川で、毎年同時期に小学校の児童を対象に川に棲む水生生物を調査することとで、川の水質の状態を調べています。

表 6 - 1 半田川における簡易水質調査の結果（鏡山小学校児童）

年度	項目	場 所	参加人員	水質判定
令和5年		半田川上流 (寺前橋)	児童 5名 教員 1名 地元住人 4名 市職員 1名	きれいな水

(2) エコ料理教室

食生活の基礎は子どもの頃に養われるため、地域や家庭での「食」に関する取り組みを積極的に進めることを目的として「エコ料理教室」を開催し、食べ物やエネルギーを大切にすることを学ぶとともに、できるだけ水を使わず、水を汚さず、ごみを出さないように工夫する「エコ料理」をすることで、環境にやさしい食生活と食育を推進しました。

年度	項目	場 所	参加人数
令和5年度		ボートレースからつ クッキングスタジオ	11人

(3)「環境だより」の発行

人と自然が共生する環境調和のまちづくりを推進するために、市民に環境保全について啓発を行い、環境に対する意識高揚と行動喚起を促すことを目的として「環境だより」を年2回発行しました。【環境保全に係る情報紙】

◎ 発 行 年2回 全戸配布

◎ 配布方法 行政連絡員宛文書の発送に併せた配布

7. ごみの処理状況

7-1 一般家庭ごみの収集

唐津市のごみの収集業務は、一般家庭ごみを全世帯対象に行っています。収集サービス等の状況は、下表のとおりです。

現在、合併前の旧市町村ごとで収集方式等に相違がありますが、各地区の現状に応じた収集・運搬体制を築いています。

また、ごみの減量化を推進し、負担の公平化を図るために、平成6年1月からごみ袋の指定及び一部有料化を導入しましたが、平成12年7月からはごみ袋の完全有料化を実施しています。

表7-1 収集サービス等の状況

収集形態		収集方式	収集回数	排出容器	指定袋 処理券	収集 体制
もえるごみ（可燃ごみ）		併用 （※1）	2 回/週	指定袋	大（45L） 中（33L） 小（20L）	直営 委託
もえないごみ（不燃ごみ）			1 回/月	指定袋	中（33L） 小（20L）	
びん類			1 回/月	指定袋	中（33L）	
資源物	ペットボトル	ステーション方式	1 回/月	エコバッグ（※2）	—	
	紙類		1 回/月	ひもで束ねる	—	
	布類		1 回/月	袋	—	
	かん類（※3）		1 回/月	指定袋	中（33L）	
	生きびん		1 回/月	—	—	
	その他（※4）		1 回/月	—	—	
粗大ごみ		併用	1 回/月・随時	シール	100 円券 210 円券 410 円券	
有害ごみ （乾電池・蛍光管）		拠点 （※5）	随時	—	—	
廃食用油						

※1 併用：ステーション方式＋戸別収集方式

※2 エコバッグ：ペットボトル収集日に専用の回収容器をステーションに設置

※3 かん類：唐津地区、七山地区は指定袋を使用せず、透明な袋で排出

※4 その他：バッテリー、ビールケースや銅線など

※5 拠点：市役所本庁・市民センター、公民館などの指定拠点到回収容器を設置

表 7-2 ごみの処理実績

(単位：t・人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
可燃ごみ	31,989	30,948	30,807	30,522	29,708
不燃ごみ等	1,625	1,757	1,657	1,574	1,502
資源物	4,060	4,119	4,907	4,561	4,590
計	37,674	36,824	37,371	36,657	35,800
人口	121,454	120,085	118,693	117,303	115,735

7-2 もったいないセンター

平成19年9月から、唐津市清掃センター敷地内に「もったいないセンター」を設置し、清掃センターに持ち込まれる不用品（自転車、家具等）を有効に利用・再生することで、リデュース・リユース・リサイクルの3Rの促進と意識の高揚を図り、清掃センター施設の見学コースとすることで、環境教育の場としています。また、自転車、家具等を修理・再生した物は、公共・環境施設等や市民に提供しています。

表 7-3 もったいないセンター再生実績

	自転車				家具			
	繰越	再生	払下	残数	繰越	再生	払下	残数
令和3年度	93	72	12	153	27	1	0	28
令和4年度	153	53	155	51	28	9	28	9
令和5年度	51	105	118	38	9	30	0	39

7-3 ごみの不法投棄

ごみの不法投棄防止については、市報をはじめ、まちを美しくする会等を通じて、啓発活動に努めていますが、依然として不法投棄が、後を絶たないのが現状です。

不法投棄をなくし、不適正な処理を防止する活動を推進するため、11団体を不法投棄監視団体として委嘱し、不法投棄の監視体制を強化しています。

また、職員6名が2班体制で不法投棄防止のためのパトロールを実施しています。

第4章 環境の現況

1. 大気汚染

大気汚染とは、石油、石炭などの化石燃料や廃棄物などを燃焼させた時に、いろいろな物質が大気中に放出され、それらの物質が大気を汚すことをいいます。

大気汚染の主な原因となる物質には、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、硫黄酸化物、一酸化炭素、炭化水素等があり、これらの物質は地球温暖化を始め、酸性雨や光化学スモッグなど地球規模的な問題の原因にもなっています。

大気汚染は、自動車等の排気ガスや工場からのばい煙などから発生しており、近年では工場のばい煙による大気汚染は改善されてきましたが、自動車排出ガスによる大気汚染の解消が重要な課題となっています。

唐津市における大気汚染の測定は、県によって唐津局、竹木場局、肥前局の3地点に大気監視測定局が設置されており、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント等について、24時間常時測定・監視を行っています。

大気測定の情報については、佐賀県環境センターのホームページ内にある「環境情報のリアルタイム表示」「大気環境常時監視システム」「佐賀県の大気環境（リアルタイム表示システム（<http://saga-taiki.jp/pc/announcement.php>））」でも詳細な情報が提供されています。

表1-1 大気汚染監視測定項目

項目 観測局	SO ₂	NO	NO ₂	NO _x	O _x	SPM	PM2.5	WIND
唐津局	○	○	○	○	○	○	○	○
竹木場局	○	○	○	○	—	○	—	○
肥前局	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) SO₂：二酸化硫黄 NO：一酸化窒素 NO₂：二酸化窒素 NO_x：窒素酸化物
O_x：オキシダント SPM：浮遊粒子状物質 PM2.5：微小粒子状物質
WIND：風向・風速

2. 大気汚染の現況

2-1 二酸化硫黄（SO₂）

二酸化硫黄は、主に石炭や石油などに含まれる硫黄分が燃焼した時に発生するもので、人体の呼吸器を刺激し、せき、気管支喘息、気管支炎などの障害を引き起こします。代表的な例として、四日市ぜんそくが挙げられます。

このほか、二酸化硫黄は大気中で酸化されて三酸化硫黄になり、雨に溶けて硫酸となり酸性雨の原因にもなります。主な発生源としては、工場・事業場のボイラーやディーゼル車及び船舶等が挙げられます。

市内では3地点全ての測定局で測定を行っており、令和5年度の測定結果では、短期的・長期的評価において全ての測定局において環境基準を達成しており、経年的にも良好な状態が続いています。

表 2－1 二酸化硫黄の環境基準に対する評価（令和 5 年度）

測 定 局		1 年平均値 (ppm)	1 日平均値 0.04ppm を 超えた日数 (連続した日の有無)	1 時間値が 0.1ppm を 超えた時間数	1 日平均 値の 2% 除外値
唐 津 局		0.000	0（無）	0	0.002
竹 木 場 局		0.000	0（無）	0	0.002
肥 前 局		0.000	0（無）	0	0.002
環 境 基 準	短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値 が 0.1ppm 以下であること。			
	長期的評価	1 日平均値の 2%除外値 ^{注 1)} が 0.04ppm 以下であること。 ただし、1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続 した場合は非達成とする。			

注 1) 日平均値の 2%除外値：年間にわたる 1 日平均値のうち、高い方から 2%の範囲内にあ
るものを除外した後の日平均値最高値

（資料：佐賀県環境センター）

2－2 二酸化窒素（NO₂）

二酸化窒素は、大気汚染の原因になる代表的な汚染物質で、窒素を含む燃料が燃焼時に
一酸化窒素として排出されたあと、大気中の酸素によって酸化されて、二酸化窒素となり
ます。

二酸化窒素は、血液中のヘモグロビンと結合して、血液の酸素運搬能力を低下させるほ
か、粘膜刺激性を持ち呼吸気道及び肺に対して毒性を示します。また、光化学オキシダン
トの原因物質になったり、二酸化硫黄と同じように大気中で酸化され硝酸塩となり、雨に
溶けて酸性雨の原因となったりするとされています。主な発生源として、ボイラーや工業
用炉を設置した工場や自動車、航空機、船舶等があります。

市内では、3 地点全ての測定局で測定を行っていますが、令和 5 年度の測定結果では、
環境基準を達成しており、経年的にも良好な状態が保たれています。

表 2－2 二酸化窒素の環境基準に対する評価（令和 5 年度）

測 定 局		1 日平均値の 98%値 (ppm)	1 日平均値が 0.06ppm を 超えた日数
唐 津 局		0.009	0
竹 木 場 局		0.008	0
肥 前 局		0.004	0
環 境 基 準	長期的評価	1 日平均値の 98%値 ^{注 2)} が、0.04ppm から 0.06ppm までの範囲内 であるか、またはそれ以下であること	

注 2) 日平均値の 98%値：年間にわたる 1 日平均値のうち、低い方から 98%目に相当する日
平均値

（資料：佐賀県環境センター）

2-3 浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊している粒子状物質で、粒子径が $10\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}=1/1000\text{mm}$ ）以下のものをいいます。発生源としては、工場のばい煙・粉じん、自動車排ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来（海塩の飛散、火山、森林火災等）のものがあります。

粒経により呼吸器系の各部位へ沈着し、人の健康に影響を及ぼすといわれており、年平均で $100\text{mg}/\text{m}^3$ になると呼吸器への影響や、全死亡率の上昇などが見られることなどが知られています。

市内では、3地点全ての測定局で測定を行っていますが、令和5年度の測定結果では環境基準を達成しています。

表2-3 浮遊粒子状物質の環境基準に対する評価（令和5年度）

測定局		1年平均値 (mg/m^3)	1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数 (連続した日の有無)	1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ を 超えた時間数	1日平均 値の2% 除外値
唐津局		0.013	0（無）	0	0.034
竹木場局		0.014	0（無）	0	0.033
肥前局		0.014	0（無）	0	0.033
環境基準	短期的評価	1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。			
	長期的評価	1日平均値の2%除外値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。 ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は非達成とする。			

（資料：佐賀県環境センター）

2-4 光化学オキシダント（O_x）

光化学オキシダントは、光化学スモッグの原因物質で、大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽光線による光化学反応で二次的に生成される強酸化性物質の総称をいいます。粘膜や呼吸器へ悪影響を及ぼします。

春から秋にかけての晴れた日中に、高濃度となる傾向があります。日差しが強くて気温が高く、風の弱い日は要注意です。また、一日のうちでは、午後2時頃から午後4時頃の間が最も高くなる傾向があります。目や呼吸器官に刺激を与えたり、植物の葉を枯らす等の被害を与えたりします。

市内では、平成22年度に「光化学オキシダント注意報」が発令されました。近隣の都市においても発令されており、今後も注意が必要です。原因としては、自然的な要因に加え、大陸からの移流の影響も一因であると指摘されています。

市内では、唐津局、肥前局で測定を行っていますが、令和5年度の測定結果では、環境基準を満たしていません。

表2-4 光化学オキシダントの環境基準に対する評価（令和5年度）

測定局		1時間値の 年間平均値 (ppm)	1時間値が 0.06ppmを超えた 時間数(日数)	1時間値が 0.12ppm以上の 時間数(日数)
唐津局		0.039	326(66)	0(0)
肥前局		0.042	455(81)	0(0)
環境 基準	短期的評価	1年間の昼間(5時～20時)すべての1時間値が0.06ppm以下であること。		
		※1時間値が0.12ppm以上でその状態が継続すると認められるときは、注意報が発令されます。		

(資料：佐賀県環境センター)

2-5 微小粒子状物質（PM_{2.5}）

PM_{2.5}とは、大気中に浮遊している粒子径が2.5μm以下の微小粒子のことで、自動車の排気ガスや空気中のガスの化学反応に由来する粒子のほか、自然界の有機物や火山活動から排出される物質など様々なものがあります。PM_{2.5}は非常に小さい（髪の毛の太さの1/30程度）ために、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

市内では、唐津局、肥前局で測定を行っていますが、昨今の報道にあるように中国でPM_{2.5}による深刻な大気汚染が見られるため、唐津局、肥前局でもその影響と考えられるPM_{2.5}濃度の上昇が観測されています。その影響により、令和5年度の測定結果では、環境基準を満たしていません。

■PM_{2.5}が高濃度になると予想されるときは、市から注意喚起を行います。

佐賀県内のいずれかの観測局で、1日の濃度の平均値が70μg/m³を超えると予想されるときに、佐賀県からPM_{2.5}の注意喚起が発表されます。県からの注意喚起を受け、唐津市でも学校や幼稚園、保育園、体育施設等に連絡を行い、行政放送やホームページ、唐津市のメールサービスなどでお知らせしています。

注意喚起が発表された場合は、屋外での長時間の運動や不要な外出は避けるようにしてください。また、室内の換気もできるだけ控えるようにし、呼吸器系や循環器系の疾患がある人や子ども・高齢の人は、健康に影響がでやすいと考えられますので、体調に応じて、より慎重に行動してください。

注意喚起を行った後に濃度が下がったときは、注意喚起取り消しをお知らせします。

表2-5 微小粒子状物質（PM_{2.5}）の環境基準に対する評価（令和5年度）

測定局		1年平均値 (μg/m ³)	1日平均値が 35.0μg/m ³ を 超えた日数	1日平均値の 98%値 ^{注1)} (μg/m ³)
唐津局		9.1	1	20.4
肥前局		9.1	1	22.2
環境基準	長期的評価	【長期基準に関する評価】 1年平均値が、15μg/m ³ 以下であること		
		【短期基準に関する評価】 1日平均値の98%値が、35μg/m ³ 以下であること		

（資料：佐賀県環境センター）

3. 水質

3-1 水質汚濁に係る環境基準

さまざまな社会活動の結果から生じた物質により、河川、湖沼、海域等の水域の水質が変化したり、水域の正常な機能が損なわれたりするような状態を水質汚濁といいます。

水質の環境基準は、環境基本法に基づき「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」があります。

この環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準で、行政上の目標として定められています。

表 3-1 人の健康の保護に関する環境基準

(単位：mg/l)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 以下
鉛	0.01 以下	テトラクロロエチレン	0.01 以下
六価クロム	0.02 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
砒素	0.01 以下	チウラム	0.006 以下
総水銀	0.0005 以下	シマジン	0.003 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01 以下
ジクロロメタン	0.02 以下	セレン	0.01 以下
四塩化炭素	0.002 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	フッ素	0.8 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	ホウ素	1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	1,4-ジオキサン	0.05 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—	—
(備考) 1 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、それぞれの測定方法により測定した場合において、その結果が定量限界を下回ることをいう。 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。			

表 3－2 生活環境の保全に関する環境基準

河川（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該 当 水 域
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道 1 級 自然環境保全及 び A 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	50MPN/100ml 以下	別 に 水 域 類 型 ご と に 指 定 す る 水 域
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下 の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	1,000MPN/100ml 以下	
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/l 以下	25 mg/l 以下	5 mg/l 以上	5,000MPN/100ml 以下	
C	水産 3 級 工業用水 1 級及 び D 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/l 以下	50 mg/l 以下	5 mg/l 以上	—	
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/l 以下	100 mg/l 以下	2 mg/l 以上	—	
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/l 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/l 以上	—	

※ 詳細については、環境省のHPを参照。

3-2 水質汚濁の状況

唐津市の河川の水質状況は、概ね良好です。

生活排水対策重点地域に指定されている町田川の水質は、公共下水道の普及により徐々に改善されており、平成16年度以降は上流・下流とも環境基準値を達成しています。

表3-3 松浦川水系 BOD75%値 環境基準達成状況の推移 (単位: mg/l)

環境基準あてはめ水域名	環境基準点	類型	基準値	年 度				
				R1	R2	R3	R4	R5
松 浦 川	久保橋 (和田山橋)	A	2	0.9	0.9	2.0	1.4	0.9
	荒瀬橋 (牟田部)			0.9	0.7	1.2	1.1	0.6
	潮止堰 (久里橋)			1.4	1.2	2.9	2.0	1.7
厳 木 川	山崎橋 (浦川橋)	A	2	0.8	0.7	0.8	0.9	0.6
徳 須 恵 川	田中川合流 (徳須恵橋)	A	2	1.2	1.0	1.2	1.2	0.9
町田川上流	長松橋	A	2	0.8	0.7	0.6	0.7	0.5
町田川下流	町田橋	C	5	0.6	0.5	<0.5	0.7	0.5
玉 島 川	岡口橋	A	2	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
佐 志 川	汐入橋上井堰	A	2	0.7	0.5	0.6	0.5	<0.5
	佐志・八幡橋中間点	C	5	0.5	0.6	0.5	0.5	<0.5
江 頭 川	横竹橋	A	2	0.6	0.9	0.6	0.6	0.7
有 浦 川	有浦橋	A	2	1.1	0.7	0.6	0.6	0.6

※ <0.5 とは、値が0.5未満であることを示す。

※ BOD (生物化学的酸素要求量)

水の汚濁物は、主に微生物によって分解されますが、この微生物が汚濁物を分解するときに消費した酸素の量をいいます。数値が高いほど汚染が進んでいることを意味しており、川の重要な汚濁指標です。

※ 75%値

年間の日平均値のデータを、その値の小さいものから順に並べたとき、 $0.75 \times n$ (整数でない場合は直近上位の整数、nはデータの個数) 番目にくるデータのことをいいます。河川のBOD、海域・湖沼のCODについて環境基準を達成しているかを判定する場合に、この75%値を使います。

0.5	0.5	0.6	0.7	0.7	0.7	0.8	0.9	1.1	1.3	1.5
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

例えば上表のように11個のデータがあるような場合 $0.75 \times 11 = 8.25$ 切り上げて9番目の1.1が75%値となります。

3-3 海水浴場の水質

毎年、佐賀県（唐津保健福祉事務所）では海水浴場の水質調査を実施しています。

令和5年に調査された唐津市の海水浴シーズン前の海水浴場は、すべての地点が海水浴可能な水質でした。

表3-4 海水浴場の水質調査結果（令和5年度：海水浴シーズン前）

項 目 海水浴場	COD (mg/l)	ふん便性 大腸菌群数 (個/100ml)	透 明 度	油 膜 の 有 無	判 定
東の浜	1.5	3	全透	無	適（A）
西の浜	1.8	4	全透	無	適（A）
幸多里の浜	1.6	7	全透	無	適（A）
相賀の浜	1.3	2	全透	無	適（A）
浜 崎	2.2	5	全透	無	可（B）
波戸岬	1.2	2	全透	無	適（A）
小 友	1.0	2	全透	無	適（A）
いろは島	2.5	2	全透	無	可（B）

表3-5 過去の水質判定結果（海水浴シーズン前）

年 度 海水浴場	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
東の浜	可（B）	適（AA）	適（A）	適（A）	適（A）
西の浜	可（B）	適（AA）	適（AA）	適（AA）	適（A）
幸多里の浜	適（AA）	適（A）	適（AA）	適（AA）	適（A）
相賀の浜	適（AA）	適（AA）	適（AA）	適（A）	適（A）
浜崎	可（B）	適（AA）	適（A）	適（A）	可（B）
波戸岬	適（AA）	適（A）	適（A）	適（A）	適（A）
小友	適（AA）	適（A）	適（A）	適（A）	適（A）
いろは島	適（AA）	適（A）	適（A）	適（A）	可（B）

表3-6 海水浴に供される公共用水域の水質判定基準（環境省）

項 目 判 定		COD (mg／l)	ふん便性 大腸菌群数 (個/100ml)	透 明 度 (水 深)	油膜の有無
適	水質 A A	2 以下	不検出	全 透	認められない
	水質 A	2 以下	100 個以下	全 透	認められない
可	水質 B	5 以下	400 個以下	1m未満 50cm 以上	常時は認められない
	水質 C	8 以下	1000 個以下	1m未満 50cm 以上	常時は認められない
不 適		8 超	1000 個 超	50cm 未満	常時認められる

※ 「COD」とは化学的酸素要求量のことで、有機汚濁物質等の汚れの度合いを示す。

一般に数値が高いほど、有機汚濁物質の量が多いことを示す。

※ 「不検出」とは、検出できる限界未満のことで、ふん便性大腸菌群数の検出限界は2個/100mlである。また、腸管出血性大腸菌0-157は、全く検出されないことである。

※ 「全透」とは、見える深さが1m以上の状態をいう。

4. 騒音・振動

騒音規制法及び振動規制法は、工場や事業場での事業活動や建設工事で発生する騒音・振動に必要な規制を行い、自動車騒音の許容限度や、道路交通振動による要請の措置を定めることで生活環境を保全し、住民の健康の保護に役立つことを目的としています。

本市では、毎年、自動車騒音の常時監視を市内1地点で、道路交通騒音・振動測定を市内3地点で測定しています。また、平成24年度からは、自動車騒音常時監視が佐賀県から権限移譲され、道路周辺の環境基準把握のため、毎年1路線を評価しています。

令和5年度は、道路交通騒音測定について、2地点で昼間の環境基準値を超過していました。

表4-1 令和5年度騒音測定結果

(単位：dB)

測定項目	地域の 類型	場 所	昼 間 (6:00～22:00)		夜 間 (22:00～6:00)	
			測定値	環境基準	測定値	環境基準
道路交通騒音	B	都市コミュニティセンター前	66	65	58	60
	C	文化体育館前	66	65	59	60
	C	市役所本庁前（幹線道路）	65	70	57	65

表4-2 令和5年度振動測定結果

(単位：dB)

地域の 類 型	場 所	昼 間 (8:00～19:00)		夜 間 (19:00～8:00)	
		測定値	要請限度	測定値	要請限度
第1種	都市コミュニティセンター前	32	65	30	60
第2種	文化体育館前	37	70	30	65
第2種	市役所本庁前	36	70	30	65

表4-3 令和5年度自動車騒音常時監視結果

(単位：dB)

路線名			相知厳木線		評価結果				
場 所			唐津市相知町		評価対象 住宅等 戸数	昼間・ 夜間とも 基準値 以下	昼間の み基準 値 以下	夜間の み基準 値 以下	昼間・ 夜間とも 基準 値 超過
評価区間延長			6.2km						
環境基準	昼 間 6:00～22:00	70	316 戸	316 戸 (100%)					
	夜 間 22:00～6:00	65							

5. 悪 臭

悪臭は、主観的要素に大きく影響される心理的、感覚的なもので、原因となる物質も多種多様であり、発生源も事業場等の事業活動に起因するものから、畜産業や家庭生活など広範囲にわたっており、その防止対策には非常に難しいものがあります。

悪臭防止法の目的は、工場その他の事業場から排出される悪臭物質の濃度について規制を行い、生活環境を保全することで健康を保護することにより、悪臭に関する規制は平成24年度からは市長が地域の指定を行っています。(表5-1)

悪臭に対する苦情が増えている原因としては、住宅地域が郊外に拡大し、住民と悪臭発生源が近接化していることや、野外でのごみの焼却等が理由の一つと考えられます。

対応として、野外でのごみの焼却に対しては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正により例外を除いてごみの焼却ができなくなったことを指導し、また畜産業については関係機関と連携を取りながら畜産ふん尿の適正処理についてを指導を行っています。

表5-1 悪臭防止法に基づく規制地域

旧唐津

久里、中原、鏡、原、東唐津1丁目～4丁目、和多田、和多田東百人町、和多田百人町、和多田海士町、和多田南先石、和多田先石、和多田用尺、和多田西山、和多田本村、和多田大土井、長谷、和多田天満町1丁目、和多田天満町2丁目、東町、船宮町、元石町、十人町、水主町、大石町、魚屋町、材木町、栄町、千代田町、東城内、西城内、南城内、北城内、大名小路、木綿町、本町、中町、京町、高砂町、呉服町、米屋町、紺屋町、八百屋町、刀町、新町、平野町、弓鷹町、西寺町、坊主町、山下町、桜馬場、朝日町、江川町、元旗町、西旗町、富士見町、南富士見町、西浜町、新興町、町田、町田1丁目～5丁目、神田、旭が丘、熊原町、菜畑、二夕子、二夕子1丁目～3丁目、西唐津1～3丁目、妙見町、海岸通、藤崎通、東大島町、西大島町、八幡町、桜町、橋本町、佐志、佐志南、佐志中里、佐志中通、佐志浜町、唐房1丁目～7丁目、浦、中瀬通

浜玉地区

浜崎

巖木地区

岩屋、本山

相知地区

相知、佐里、牟田部

北波多地区

徳須恵、大杉、岸山、稗田、志気、行合野、田中、竹有、山彦、上平野、下平野、成瀬

肥前地区

入野、星賀、納所、田野、切木、満越、万賀里川

鎮西地区

名護屋、波戸

七山地区

藤川、仁部、滝川

表5-2 悪臭物質の臭気強度と濃度の関係

(単位：ppm)

臭気濃度 悪臭物質	1	2	2.5	3	3.5	4	5	臭気の種類
アンモニア	0.1	0.6	1	2	5	10	40	し尿のようなにおい
メチルメルカプタン	0.0001	0.0007	0.002	0.004	0.01	0.03	0.2	腐ったタマネギのようなにおい
硫化水素	0.0005	0.006	0.02	0.06	0.2	0.7	8	腐った卵のようなにおい
硫化メチル	0.0001	0.002	0.01	0.05	0.2	0.8	20	腐ったキャベツのようなにおい
二硫化メチル	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.1	0.3	3	腐った魚のようなにおい
トリメチルアミン	0.0001	0.001	0.005	0.02	0.07	0.2	3	腐った魚のようなにおい
アセトアルデヒド	0.002	0.01	0.05	0.1	0.5	1	10	刺激的な青ぐさいにおい
プロピオンアルデヒド	0.002	0.02	0.05	0.1	0.5	1	10	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルブチルアルデヒド	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.08	0.3	2	
イソブチルアルデヒド	0.0009	0.008	0.02	0.07	0.2	0.6	5	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルバレアルデヒド	0.0007	0.004	0.009	0.02	0.05	0.1	0.6	
イソバレアルデヒド	0.0002	0.001	0.003	0.006	0.01	0.03	0.2	刺激的な発酵したにおい
イソブタノール	0.01	0.2	0.9	4	20	70	1000	
酢酸エチル	0.3	1	3	7	20	40	200	刺激的なシンナーのようなにおい
メチルイソブチルケトン	0.2	0.7	1	3	6	10	50	
トルエン	0.9	5	10	30	60	100	700	ガソリンのようなにおい
スチレン	0.03	0.2	0.4	0.8	2	4	20	都市ガスのようなにおい
キシレン	0.1	0.5	1	2	5	10	50	ガソリンのようなにおい
プロピオン酸	0.002	0.01	0.03	0.07	0.2	0.4	2	刺激的な酸っぱいにおい
ノルマル酪酸	0.00007	0.0004	0.001	0.002	0.006	0.02	0.09	汗くさいにおい
ノルマル吉草酸	0.0001	0.0005	0.0009	0.002	0.004	0.008	0.04	むれた靴下のようなにおい
イソ吉草酸	0.00005	0.0004	0.001	0.004	0.01	0.03	0.3	
6段階臭気 強度表示法 の内容	やっと 感知できる におい	何のにおい であるかが わかる弱い におい		らくに感知 できるにおい		強いにおい	強烈なにおい	

※  佐賀県における規制基準（2.5）

唐 津 市 の 環 境
令 和 5 年 度 版

唐津市市民環境部環境課

〒847－8511

佐賀県唐津市西城内1番1号

TEL (0955) 72－9175

FAX (0955) 72－9180

E-mail : kankyou@city.karatsu.lg.jp

